



横芝光町告示第9号

横芝光都市計画用途地域の変更について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和5年2月28日

横芝光町長 佐藤 晴



1 都市計画の種類

横芝光都市計画用途地域

2 都市計画を定める土地の区域

- (1) 横芝光町古川字南の全部の区域並びに字古里、字竜ヶ塚、字馬鋤、字沖田、字引舟及び字東の各一部の区域
- (2) 横芝光町横芝字松本、字宮下、字西松ヶ枝、字松岡、字東松ヶ枝、字向根、字鶴岡、字原田及び字大島の各一部の区域
- (3) 横芝光町栗山字上庚申の一部の区域

3 縦覧場所

横芝光町役場 都市建設課 管理計画班